

八王子市立美山小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立美山小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・いじめは子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、行ってはならない行為である。
 - ・子供が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、学校と保護者等が積極的に連携し、いじめの防止等に取り組む。
- 令和8年度の重点項目
 - ・いじめの未然防止や早期発見・対応等を、学校いじめ対策委員会を中心に、組織的に行う。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・いじめ未然防止のために、児童のコミュニケーション能力の育成や児童同士が認め合える学級経営を行う。
- ・学校いじめ対策委員会を活用して、全教職員がいじめの実態について共通理解する。
- ・担当が問題を一人で抱えずに、複数対応などいじめ事案に対して組織的な対応を行う。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 14時30分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、専科
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

いじめ対応の流れ

- ①把握・・・教員が把握した事実を学校全体で共有する。
- ②事実確認・・・いじめの事実の有無を確認するための調査を行う。
- ③認知・・・「学校いじめ対策委員会」において、いじめであるか否かを判断する。
- ④対応・・・具体的な対応の進め方について協議し、組織的に対応する。
- ⑤解消判断・・・いじめの解消は、いじめが止んで3か月以上経過し、被害児童が苦痛を感じていないことを条件に判断する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 21日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 28日 「いじめへの組織的な対応について」
- 長期休業中 「いじめ事例研修」
- 11月24日 「重大事態の理解と対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ふれあい月間に特別の教科 道徳の時間を活用して実施する。
- 道徳の内容項目「友情、信頼」「相互理解、寛容」等の教材等や東京都教育委員会のいじめ防止教材を活用する。
- いじめを許さないという意識を高めるとともに、望ましい人間関係の醸成を目指す。

SOSの出し方に関する授業

- 「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用し、学級活動や保健体育等の学習と関連させ各学年で年間1単位時間以上実施する。
- いじめ対策委員会で指導案検討を行う。発問や討論、ロールプレイ、振り返りなどの学習活動について工夫できることを討議し、授業準備に役立てる。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 全校朝会を活用し、全校児童向けに校長が命の大切さについて講話を行う。
- 各学級において、特別の教科 道徳の時間に、道徳の内容項目「生命の尊さ」の教材を活用して、命の大切さについて考えたり、討論したりする授業を実施する。

児童の自己肯定感を高める取組

- 委員会・クラブやたてわり班、各学級での係活動等において、児童が主体的に取り組める活動を設定する。
- 各教科等の授業で対話的な活動を充実させるとともに、学級活動の時間等に様々なアクティビティを実施し、児童のコミュニケーション力や互いの良さを認め合える態度を育成する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。